

「広域的な火山防災対策に係る検討会」 (第4回)

【噴火前避難の費用負担(第3回の宿題)】

費用負担に係る現行の法制度

費用負担について

- ・住民の避難や救助に要する費用は、一義的には市町村長の負担
(災対法第62条、第91条)
- ・災害救助法による救助に要する費用は、都道府県が負担
(救助法第33条)
- ・災害救助法が適用された災害について、条件により、都道府県が負担する費用を国が一部負担
(災対法第94条／救助法第36条)

救助の種類

- ・避難所、応急仮設住宅の設置
- ・学用品の給与
- ・食品、飲料水の給与
- ・埋葬
- ・被服、寝具等の給与
- ・死体の搜索及び処理
- ・医療、助産
- ・障害物の除去
- ・被災者等の救出
- ・運送費及び賃金職員雇上費
- ・住宅の応急修理

(救助法第23条)

噴火前の避難に対する災害救助法の適用の可否

●災害救助法適用基準（同法施行令）

1. 災害により市町村の人口に応じた一定以上の住宅の滅失がある場合
(例. 人口5,000人未満 住宅全壊30世帯以上)

2. 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)



○災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(基準省令第2条第1号)

○災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。(基準省令第2条第2号)



噴火のおそれがある段階で避難を行い、それに対し市町村が実施した“救助”に対しては都道府県が(及び国)が費用を負担することができる。
結果的に、噴火せずに、避難が“空振り”に終わったとしても救助法は適用できる。

(注)災害救助法については、現在、法律の所管を厚生労働省から内閣府へ移管するとともに、条文の見直しを別途検討中

【参考資料】噴火前の避難に対する災害救助法の適用の可否

【事例】2000年有珠山噴火の場合

噴火(3/31)の2日前の避難勧告発令、避難所開設の時点で災害救助法が適応された。

平成12年3月29日(19:00)

災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

有珠山の火山活動について、北海道において多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、災害救助法による救助を実施した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【北海道】 伊達市(だてし)	3月29日	3月28日未明から火山性地震が頻発するとともに、29日に開催された「火山噴火予知連絡会拡大幹事会」において、「今後、数日以内に噴火が発生する可能性が高い」との見解が示されたことから、伊達市、虻田町、壮瞥町においては避難勧告が出され、避難所を設置している。	
虻田郡虻田町 (あぶたぐん あぶたちょう)	3月29日		
有珠郡壮瞥町 (うすぐん そうべつちょう)	3月29日		

2 今までにとった措置

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(照会先)
厚生省社会・援護局保護課 災害救助対策室